

『アヴァトレード・ジャパン取引説明書』の改訂に係る新旧対照表

(表表紙から)

改訂後(新)	改訂前(旧)
平成29年3月 (第15版 平成29年3月31日 改訂)	平成29年2月 (第14版 平成29年2月25日 改訂)

(P2から)

改訂後(新)	改訂前(旧)
<p>本書面について 本書面は金融商品取引法第37条の3に基づく契約締結前交付書面です。外国為替証拠金取引(FX取引)(以下、「本取引」といいます)を行うにあたっては、本書面の内容をよくお読みになり、取引の仕組みや長所、短所、リスク(不確実性)について十分ご理解下さい。 本取引は世界中の金融機関、製造業者、貿易会社を含む非製造業者など法人、個人投資家が参加する外国為替市場の価格を参照して行われる取引であり、原資産の受け渡しによる決済は行われず、取引開始時点の価格と取引終了時点の価格との差額により決済が行われる差金決済取引(デリバティブ取引)では、当社および当社親会社(カバー取引先)と契約のある金融機関(再カバー取引先、以上はリクイディティ・プロバイダー、マーケット・メイカーまたはカウンター・パーティーと呼ばれています)が提供する外国為替市場の価格を参照して当社が取引価格を生成しお客様に提示、そのうえでお客様から注文をいただいた場合に当社が注文を執行する取引です(店頭取引または相対取引と呼ばれています)。外国為替相場(通貨毎の相対価格)の変動によりお客様は利益を得る可能性がある反面、損失を被るおそれもあります。本取引は証拠金取引であり、小額の証拠金を元に多額の取引が可能になるため、得られる利益も損失も高額になる可能性があります。さらに、任意または強制ストップロス取引(ロスカット)執行時のネガティブ・スリッページ、週末および週中のギャップオープン(取引中断前の価格と離れた価格で取引再開が行われること)などにより、当社に預託されている金額を超過して損取引を開始する場合又は継続して取引を行う場合には、本書面をはじめ、取引の仕組みやリスクについて十分にご理解いただき、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引いただくようお願いいたします。 また、本取引の取引内容を十分にご理解いただくために、本書面の他に、「お取引約款」等の書面を交付いたします。これらの書類には、取引の仕組みやリスク、さらにはお客様に守っていただく必要のないことなど重要な内容が記載されており、熟読されたうえで、取引の仕組みやリスクを十分にご理解いただき、ご自身の資力と投資経験、投資目的等を考慮のうえ、お取引いただきますようお願いいたします。</p>	<p>本書面について 本書面は金融商品取引法第37条の3に基づく契約締結前交付書面です。外国為替証拠金取引(以下「FX取引」といいます)を行うにあたっては、本書面の内容をよくお読みになり、取引の仕組みや危険性について十分ご理解下さい。 FX取引(以下、「本取引」といいます)は世界中の業者間で取引される外国為替取引の価格を参照して行われる取引であり、取引開始時点の価格と取引終了時点の価格との差額により決済が行われる差金決済取引です。 本取引は、世界中の業者間で取引される外国為替取引の価格を参照して当社が取引価格を提示するFX取引の価格を、お客様と相対で売買する取引であり、通貨の価格変動によりお客様は損失を被るおそれがあります。また、本取引は証拠金取引であり、小額の証拠金を元に多額の取引が可能になるため、多額の利益が得られる可能性がある反面、多額の損失を被る危険を伴い、場合によっては当社に預託されている金額を超過して損失を被るおそれがあります。 従いまして、取引を開始する場合又は継続して取引を行う場合には、本書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分にご理解いただき、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引いただくようお願いいたします。 また、本取引の取引内容を十分にご理解いただくために本書面の他に、「お取引約款」等の書面を交付いたします。これらの書類には、取引の仕組みやリスクなどお客様がお取引されるにあたって大変重要な内容が記載されており、熟読されたうえで、取引の仕組みやリスクを十分にご理解いただき、ご自身の資力と投資経験、投資目的等を考慮のうえ、お取引いただきますようお願い申し上げます。</p>

(P2) から

改訂後(新)	改訂前(旧)
<p>本取引のリスク等重要事項について</p> <p>◇手数料などの諸費用について 本取引は、取引手数料は無料です。ただし、売買手数料は当社の判断により変更する場合があります。 ※買気配と売気配との間にはレート差(スプレッド)があり、マーケットの状況等により拡大する場合があります。</p> <p>◇本取引のリスクについて 本取引は元本が保証されたものではありません。本取引には様々なリスクが伴います。お客様はお取引を開始される前に取引に伴うリスクについて十分にご理解していただく必要がございます。なお、下記のリスクは、本取引の典型的なリスクを示したもので、すべてのリスクを示すものでは</p>	<p>FX取引のリスク等重要事項について</p> <p>◇手数料などの諸費用について 当社が取扱うFX取引は、取引手数料は無料です。ただし、決済通貨が外貨の場合は、決済通貨から日本円に変換する際の変換手数料が掛かる場合があります。</p> <p>◇FX取引のリスクについて FX取引は元本が保証されたものではありません。FX取引には様々なリスクが伴います。お客様はお取引を開始される前に取引に伴うリスクについて十分にご理解していただく必要がございます。なお、下記のリスクは、FX取引の典型的なリスクを示したもので、すべてのリスクを示すものでは</p>

1. 取引価格の変動リスク

本取引は、外国為替の価格を参照して行う取引であり、当社が提示する取引価格の変動により、損失が生じるリスクがあります。

2. レバレッジ取引に内在するリスク

本取引は証拠金取引であり、お客様の差入れた証拠金の額に比べて実際の取引金額が大きいため、かかる取引価格の変動により、多額の利益が生まれる可能性がある反面、損失の額が高額に及ぶ可能性もあります。また、本取引の仕組み上、かかる損失の額がお客様の差入れた証拠金の額を上回る可能性があります。

3. イベント等に伴う相場急変リスク

経済指標の発表や要人発言その他のイベントにともなう相場状況の急変による取引価格の変動等により、思わぬ損失が発生する可能性があります。

4. 信用リスク

本取引は、当社とお客様との間の相対取引（店頭取引）であるため、お客様は当社の業務状況や財産状況に依存する信用リスクを負います。さらに、当社はお客様との取引から生じる市場リスクを減殺するため、後記のカバー取引先であるAva Trade Ltd.（以下、「Ava」という。）に対して100%のカバー取引を行っていることから、お客様は理論上当社がAvaに対して負担する取引先リスクを間接的に

<省略>

削除

5. スプレッドにかかるリスク

本取引には売値（ビッド：お客様の売り値）と買値（オファー：お客様の買い値）の差（スプレッド）があります。本取引の新規ポジションを建てる場合、取引価格が変動しなかったとしても、このスプレッド分だけ評価損が生じます。また、このスプレッドは、外国為替市場の流動性等の影響を受けるため、上記3.などの状況下において当社により任意に変更される可能性があります。

6. システムリスク

当社又はお客様の通信機器、通信回線、システム機器等の故障・障害等により、一時的または一定期間に亘って取引ができない可能性、或はお客様の注文が遅延する可能性があります。電子取引システムを利用する際に用いられるユーザーID、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏洩した場合、その情報を第三者が悪用することにより、お客様に損失が発生する可能性があります。

7. 流動性リスク

1. FX価格の変動リスク

本取引は、外国為替の価格を参照して行う取引であり、当社が提示するFX価格の変動により、損失が生じるリスクがあります。

2. レバレッジ効果によるリスク

本取引は証拠金取引であり、お客様の差入れた証拠金の額に比べて実際の取引金額が大きいため、かかるFX価格の変動により、多額の利益が生まれる可能性がある反面、損失の額が差し入れた証拠金の額を上回る可能性があります。

3. 指標変動を直接の原因として損失が生じるリスク

本取引は、世界の業者間で取引される外国為替価格を指標として取引されるFX取引であり、当社が提示するFX価格は、かかる指標等を参照して変動する場合があるため、お客様はかかる指標変動を直接の原因として損失を被るおそれがあります。

4. 信用リスク

本取引は、当社とお客様との間の相対取引であり、また、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、後記のカバー取引先であるAva Trade Ltd.（以下、「Ava」という。）とカバー取引を行うことから、お客様は当社及びAvaの業務の状況又は財産の状況の変化に伴う信用リスクを負うこととなります。

<省略>

5. 為替変動リスク

本取引は外貨の取引であり、取引開始時点の約定時と取引終了時点の約定時に適用される外国為替レートの変動により損失を被るおそれがあります。

6. スプレッドにかかるリスク

本取引には売値（ビッド：お客様の売り値）と買値（オファー：お客様の買い値）の差（スプレッド）があります。FX取引の新規ポジションを建てる場合、FX価格が変動しなかったとしても、このスプレッド分だけ評価損が生じます。また、このスプレッドは、FX取引そのものの流動性等を勘案して算定されるため、当社により任意に変更される可能性があります。

7. 取引システムリスク

電子取引システムを利用したお取引には、電話でのお取引とは異なる独自のリスクが存在します。電子取引システムでのお取引の場合、注文の受付には人手を介さないため、お客様が売買注文の入力を誤った場合注文が成立しない、或は意図しない注文が成立する可能性があります。また、当社又はお客様の通信機器、通信回線、システム機器等の故障・障害等により、一時的または一定期間に亘って取引ができない可能性、或はお客様の注文が遅延する可能性があります。電子取引システムを利用する際に用いられるユーザーID、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏洩した場合、その情報を第三者が悪用することにより、お客様に損失が発生する

8. 流動性リスク

経済指標発表、要人発言のほか国際金融市場に影響を与える金融当局の政策変更（政策金利変更や通貨政策変更または為替介入など）その他政治的軍事的イベントの発生、または天変地異などにより、外国為替市場における流動性が著しく低下することがあります。この場合、当社の取引価格の提示も不安定になり、最悪、週末や世界共通休暇でないにもかかわらず一定期間取引ができなくなるリスクがあります。この場合、相場急変そのものに内在する損失リスクのほか、例外的なスプレッド拡大による損失リスク、最大注文数量などに制限が加えられる流動性リスク、さらに、相場の急変時等に取引が執行されるまでに思いがけない時間を要することにより、取引再開後に取引中断前と価格差を伴うことによる損失リスクやお客様が事前に期待したおりの価格でストップロス注文が執行できないリスク（ネガティブスリッページ）があります。さらに取引中断前に約定されていた取引が、インターバンク市場慣行に則り、同カバー取引につきカバー先から溯及的に取り消され

外国為替市場における流動性の低下に伴い、当社が提示するFX取引の流動性が低下することがあり、取引ができないリスクがあります。また、重要な世界経済の情勢、各国の政府による政治的規制、経済指標等の発表、要人発言などにより外国為替等が取引されない場合、当該取引が停止になるリスクがあります。また、スプレッドが変更されることや、最大注文数量などに制限が加えられる可能性があります。さらに、相場の急変時等に取引が執行されるまでに思いがけない時間を要することがあります。なお、天変地異、戦争、テロ、政変、各国政府の政策の変更、重要な企業倒産等の特殊な状況下で特定の銘柄の取引が困難または不可能となる可能性があります。

8. 取引・注文に関するリスク

成行注文又は指値（逆指値）注文では、取引価格の変動により取引画面の提示レートよりもお客様に有利なレートで取引が成立する場合もあれば、不利なレートで取引が成立する場合もあります。不利なレートで取引が成立した場合は、意図せざる損失を被ることがあります。特に大きな数量の注文の場合、不利なレートで成立する可能性が高くなるとともに取引自体が不成立となる可能性があります。損失を限定させるための逆指値注文は、取引価格が一方方向にかつ急激に変動する場合などには、有効に機能しないことがあります。建玉を保有したまま週末を跨ぐ場合、週末の取引終了時点での価格と週明けの取引再開時点での価格の差（ギャップオープン）により強制ロスカットが発生したり任意のストップロス取引が期待した価格で執行できない（ネガティブスリッページ）恐れもあります。このギャップオープンは、週末跨ぎに限らず、上記8.の週中の深刻なイベントによる国際金融市場の著しい流動性低下による取成行注文又は指値（逆指値）注文は、お客様の注文を当社システムで受け付けた順に執行致します。約定価格は、原則、当社サーバーにて注文を受け付けた時点での、当社サーバーにおける配信価格（当社がお客様向けに配信する取引価格）を以って約定致します。配信価格は、その時点での市場価格等を参照価格とした上で、当社システムにて作成し発信されます。ただし、相場急変時や注文の集中等により、当該配信価格を以って当社が応じることができない数量を超えて、当社が受注した場合、約定可能数量まで受付順に約定処理を行い（部分的に約定する場合もあります。）、残りの注文は、続いて配信される価格を以って受付順に執行していきます。なお、当注文は、指値注文など他の注文に優先しますが、トリガー価格が一致する強制ロスカット取引が事前または同時に発生している場合は、同取引が当注文に優先します。当注文を取引時間外に受け付けた場合には、取引時間開始後、上述の優先順位等に従ってお客様が当注文を行う場合、お客様の発注時に取引画面に表示されている価格と実際の約定価格との間に価格差が生じている場合がございます。当該価格差は、お客様端末と当社システムの間の通信及び当社システムがお客様の注文を受け付けた後の約定処理に要する時間の経過に伴い発生するものです。当該価格差は、お客様にとって有利な場合（ポジティブ・スリッページ）もあれば、不利な場合（ネガティブ・スリッページ）もございます。

9. 取引・注文に関するリスク

成行注文又は指値（逆指値）注文では、銘柄価格の変動により取引画面の提示レートよりもお客様に有利なレートで取引が成立する場合もあれば、不利なレートで取引が成立する場合もあります。不利なレートで取引が成立した場合は、意図せざる損失を被ることがあります。特に大きな数量の注文の場合、不利なレートで成立する可能性が高くなるとともに取引自体が不成立となる可能性があります。損失を限定させるための逆指値注文は、FX価格が一方方向にかつ急激に変動する場合などには、有効に機能しないことがあります。特に、週末の重要ニュースによって前週終値と今週始値の乖離が発生するリスクが高く、週末をまたぐ逆指値等の注文のご利用には注意が必要となります。

成行注文又は指値（逆指値）注文は、お客様の注文を当社システムで受け付けた順に執行致します。約定価格は、原則、当社サーバーにて注文を受け付けた時点での、当社サーバーにおける配信価格（当社がお客様向けに配信する取引価格）を以って約定致します。配信価格は、その時点での市場価格等を参照価格とした上で、当社システムにて作成し発信されます。ただし、相場急変時や注文の集中等により、当該配信価格を以って当社が応じることができない数量を超えて、当社が受注した場合、約定可能数量まで受付順に約定処理を行い（部分的に約定する場合もあります。）、残りの注文は、続いて配信される価格を以って受付順に執行していきます。なお、当注文は、指値注文など他の注文に優先しますが、ロスカット取引が有る場合は、同取引が当注文に優先します。当注文を取引時間外に受け付けた場合には、取引時間開始後、上述の優先順位等に従って執行します。

お客様が当注文を行う場合、お客様の発注時に取引画面に表示されている価格と実際の約定価格との間に価格差が生じている場合がございます。当該価格差は、お客様端末と当社システムの間の通信及び当社システムがお客様の注文を受け付けた後の約定処理に要する時間の経過に伴い発生するものです。当該価格差は、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もございます。

9. 店頭取引（相対取引）にかかるリスク

10. 相対取引にかかるリスク

本取引は、取引所における取引とは異なり当社とお客様との店頭（相対）取引になります。当社がお客様に提示する取引価格は、当社および当社親会社（カバー取引先）と契約のある金融機関（再カバー取引先、以上はクイディティ・プロバイダー、マーケット・メイカーまたはカウンター・パーティーと呼ばれています）が提供する外国為替市場取引の価格を参照して当社が取引価格を生成しお客様に提示、そのうえでお客さまから注文をいただいた場合に当社が注文を執行する取引です。原商品の価格で約定することを保証するものではありません。また、他社と異なる

10. 約定遅延リスク

本取引において、お客様からの注文は、相場状況、お客様の注文数量、カバー取引先かつまたは再カバー取引先からの流動性供給の状況、通信環境等によって約定に時間がかかる可能性があります。これにより、お客様が期待した価格での約定が出来ない恐れ、お客様にとって不利な価格での約定さえ出来ない恐れがあります。

11. 金利変動リスク

本取引では、買いまたは売りのポジションを保有し米国東部時間の17時をキャリーオーバーされた場合にはスワップポイントの受取又は、支払いが発生します。スワップポイントの水準は、各国の景気や政策など様々な要因による金融情勢を反映して日々変化します。そのため、銘柄の持高に変化がなくともその時々水準によってスワップの受払いの金額が変動いたします。

12. 強制ロスカット（強制決済）リスク

当社はお客様の証拠金維持率が法令かつまたは約款および当書面で規定する水準（以下、「余剰証拠金がプラスマイナスゼロとなる価格」と言います）を下回った場合、お客様に事前に通知することなく、当社の任意により、お客様のポジションの全部または一部を反対売買（強制決済）すること（以下「強制ロスカット」と言います。）ができるものとします。ただし、強制ロスカットは余剰証拠金がプラスマイナスゼロとなる価格で発動されたとしても、余剰証拠金がプラスマイナスゼロとなる価格そのもので反対売買（決済注文）の約定がなされることを保証するものではありません。ゆえにお客様の必要証拠金の範囲内で反対売買（決済注文の執行）が完遂されることを保証するものではありません。また、強制ロスカット発動が、週末等の世界的休暇などの取引中断の直後の取引再開時点となる場合、加えて上記8.9.で述べたような外国為替市場で著しく流動性を欠く事象などによる取引中断が発生した直後の取引再開時点となる場合があります。これらの場合は特に、強制ロスカット発動時の価格（トリガー価格）と余剰証拠金がプラスマイナスゼロとなる価格とが一致しない可能性、反対売買（決済注文）の約定価格が余剰証拠金がプラスマイナスゼロとなる価格と一致しない可能性、お客様の必要証拠金の範囲内で反対売買（決済注文の執行）が完遂

13. 価格の誤表示にかかるリスク

当社のFX取引は、取引所における取引とは異なり当社とお客様との相対取引になります。当社がお客様に提示するFX価格は、世界の業者間で取引される為替価格を参照して当社が独自に提示する価格であり、原商品の価格で約定することを保証するものではありません。また、他社と異なる取引価格となる場合があります。

11. 約定遅延リスク

本取引においてお客様の発注した価格が相場状況やお客様の注文数量、マーケットの状況、通信環境等によって約定に時間がかかる可能性があります。

12. 金利変動リスク

FX取引は、日々スワップポイントの受取又は、支払いが発生します。スワップ金利の受払いは、各国の景気や政策など様々な要因による金融情勢を反映して日々変化します。そのため、銘柄の持高に変化がなくともその時々水準によってスワップの受払いの金額が変動いたします。

13. ロスカット（強制決済）リスク

当社はお客様の証拠金維持率が一定の水準を下回った場合、お客様に事前に通知することなく、当社の任意により、お客様のポジションの全部または一部を反対売買すること（以下「ロスカット」と言います。）ができるものとします。ただし、ロスカットはお客様の必要証拠金の範囲内で決済することを保証するものではありません。また、ロスカット発動時に、反対売買によって決済されるべきポジションが取引時間外等により取引できない場合、翌営業日の取引開始を待って発注します。そのため、その間の相場変動によって損失が拡大するリスクがあります。

14. 価格の誤表示にかかるリスク

カバー取引先が当社に提示した価格に誤りがあった場合に、誤表示された価格（バグレート）でお客様の注文が約定される場合があります。誤表示された価格による約定は当然には無効にはなりません。ただし、①誤表示された価格による約定が（再カバー取引先による一方的な事後取消がなされた等の理由により）カバー取引先からの要請で取消せざるを得ない状況があること。②カバー取引先または再カバー取引先からの配信レートと比較し1%以上乖離したレートを当社が提示していた場合などでお客様との約定がバグレートによるものであることが判明した場合、③その他事後的に客観的かつ明白にバグレートによる約定であったと当社が判断した場合、当社はお客様への通知無しに当該約定の取消または正常な価格への訂正、あるいは当該約定により発生したポジションにかかる決済損益の訂正などを行うことがあります。誤表示された価格で約定された当初の注文が指値注文または逆指値注文の場合、当該注文は価格訂正ではなく取消（ポジション不成立）となる場合があります。またそれに関連した、OCO注文、或いはIFD

カバー取引先が当社に提示した価格に誤りがあった場合に、誤表示された価格（バグレート）でお客様の注文が約定される場合があります。誤表示された価格による約定は基本的には無効にはなりません。ただし場合によっては、誤表示された価格による約定がカバー取引先の都合で取り消し処理されることがあることを予めご了承下さい。この場合に当社はお客様への通知無しに当該約定、また当該約定により発生したポジションの約定及び決済注文を取り消す場合があります。誤表示された価格で約定された当初の注文が指値注文または逆指値注文の場合、当該注文は取消となる場合があります。またそれに関連した、OCO注文、或いはIFD注文等の関連注文も取消となる場合があります。

14. 法令や監督指針などの変更に伴うリスク
将来において、本取引にかかる法令（代表的なものとして金融商品取引法および同施行令、関連する内閣府令等の下位規程、犯罪による収益の移転防止に関する法律や各種税法とそれらの下位規程等）や監督指針などが変更され、本取引に関連するサービスの一部が制限されること、サービス内容が変更されること、あるいは全部を停止せざるを得

15. 法律、規則、税制の変更に伴うリスク
将来において、FX取引にかかる税制、法律、規則等が変更され、現状より不利な取扱いとなる可能性があり、また、当社が提供するFX取引に関連するサービスの一部又は全部を停止せざるを得ない可能性があります。

15. 両建て取引にかかるリスクについて
同一の通貨ペアの売りと買いのポジションを同時に保有することを両建てといい、原則お勧めしておりません。スプレッドが例外的に拡大する可能性があるという点において必ずしも損益を固定する取引とは断定できないこと、スワップポイントについては少なくとも売り側と買い側の絶対値の差額分がコストとして発生します。両建ては経済合理性を欠く取引である点をご留意ください。

16. 両建て取引にかかるリスクについて
同一のFX通貨ペアの売りと買いのポジションを同時に保有することを両建てといい、原則お勧めしておりません。両建て取引は損益が固定されるだけでなく、決済取引時にスプレッドによるコストの負担が二重に発生し損失が生じるおそれがあります。また、スワップ等の金利による逆ザヤ現象が発生し、損失となるおそれがあります。以上のように両建ては経済合理性を欠く取引ですので、お客様にとって不利益となる

16. その他のリスク
本書面では、本取引にかかる代表的なリスクを掲載しています。したがってこれらのリスク項目が本取引にかかるすべてのリスクを網羅しているわけではない点をご理解のうえ、お取引に当たりましては十分に注意していただきますようお願いいたします。

17. その他のリスク
本書面では、当社が取扱うFX取引のうち代表的なリスクを掲載して注意を促しています。本書面に掲載しているリスク以外にもお取引の上では、いろいろなリスクが存在しますので、お取引に当たりましては十分に注意してお取引いただきますようお願いいたします。

<省略>

<省略>

【クーリング・オフについて】
本取引は、クーリング・オフの対象となりません
当社の取扱っている本取引において、金融商品取引法第37条の6に規定のクーリング・オフの適用はありません。

【クーリング・オフについて】
当社のFX取引は、クーリング・オフの対象となりません
当社の取扱っているFX取引において、金融商品取引法第37条の6に規定のクーリング・オフの適用はありません。

(P8から)

改訂後（新）	改訂前（旧）
<p>本取引の仕組みについて</p> <p>当社による本取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行</p> <p>☆口座開設の方法 口座開設のお申し込みは、当社ホームページよりお申込みいただくことが出来ます。 取引口座につきましては、個人のお客様と法人のお客様によって申込画面がことなりますので、十分に注意してお申込みください。当社の取扱う本取引はハイリスク、ハイリターンな取引ですので、当社はお取引口座を開設いただくのに次の開始基準を公開しています 当社との取引については、次の条件の方のみお取引口座を開設することが出来ます。</p>	<p>FX取引の仕組みについて</p> <p>当社によるFX取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行い</p> <p>☆口座開設の方法 口座開設のお申し込みは、当社ホームページよりお申込みいただくことが出来ます。 取引口座につきましては、個人のお客様と法人のお客様によって申込画面がことなりますので、十分に注意してお申込みください。当社の取扱うFX取引はハイリスク、ハイリターンな取引ですので、当社はお取引口座を開設いただくのに次の開始基準を公開しています 当社との取引については、次の条件の方のみお取引口座を開設することが出来ます。</p>

【取引開始基準】	【取引開始基準】
<p>次の各号に該当される方、社内規定によりお取引口座を開設することができません。また、後日該当することが判明した場合は、当社の判断によりお取引を解約させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。</p> <p>(1) 店頭デリバティブ取引について十分な知識がなく、取引の仕組み等を十分にご理解されていない方</p> <p>(2) 「<u>アヴァトレード・ジャパン取引説明書</u>」、「お取引約款」のすべてに同意し、お客様ご自身の責任と判断で取引することについて異論を唱える方</p> <p>(3) 電話、Eメールで連絡が取れない方</p> <p>(4) 当社との取引において、インターネットでのお取引が利用できない方</p> <p>(5) お客様固有のEメールアドレスが無い方。或いはEメールアドレスはあるが、当社からの通信を常時確認することが出来ない方</p> <p>(6) <u>各種交付書面および報告書等を全て電磁的な方法により交付されることに同意いただけない方</u></p> <p>(7) システム障害等システム運営上の問題等が生じた場合において、その原因調査等の目的のため、当社の要請に応じて、<u>操作履歴情報などのログファイル等当社が必要とする情報を提供していただくことにご同意いただけない方</u></p> <p>(8) 年齢が20歳未満、又は76歳以上の方。ただし76歳以上のお客様に関しては、面談もしくはそれに準じる手段により、適正な投資判断能力があると当社が確認して承認した場合を除く。〈個人〉：別途当社規程の承諾書及び親族同意書に署名・捺印をしていただける方</p> <p>(9) 成年被後見人、被保佐人、被補助人、生活保護法被適用者(個人)又は、<u>各種倒産法適用申し立てまたは手続きを開始した方(個人並びに法人)</u></p> <p>(10) 長期入院患者等、随時連絡が取れない方</p> <p>(11) 日本に登記していない法人</p> <p>(12) 日本国内に本人名義の銀行口座を開設していない個人又は法人</p> <p>(13) 反社会勢力に関与している方や脱税行為等の違法行為を行っている個人又は法人</p> <p>※反社会的勢力には法令その他の事情に鑑み反社会的勢力の疑いがあるものについても含むものとする。</p> <p>(14) ご本人以外、あるいはご本人名義以外でお取引されている方</p> <p>(15) 証券、金融先物取引等を取り扱う業者の役職員の内、当社の取り扱う業務と同じ業務に従事している者、並びに官公庁にて証券、FXに関わる業務を担当する役職員。〈個人の場合〉〈個人〉※詳細につきましてご不明な点は当社コンプライアンス部までお問い合わせください。</p> <p>削除</p> <p>(16) マネーロンダリング等の違法行為、公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために本取引を行おうとする個人又は法人</p> <p>(17) その他、当社とのお取引にふさわしくないと当社が判断した方</p> <p>※当社における口座開設審査の結果、お客様の本取引口座の開設を承諾しなかった場合、その審査内容又は理由について、いかなる場合においても開示いたしません。</p>	<p>次の各号に該当される方、社内規定によりお取引口座を開設することができません。また、後日該当することが判明した場合は、当社の判断によりお取引を解約させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。</p> <p>(1) 店頭デリバティブ取引について十分な知識がなく、取引の仕組み等を十分にご理解していない方</p> <p>(2) 「<u>Ava Trade取引説明書</u>」、「お取引約款」のすべてに同意し、お客様ご自身の責任と判断で取引することについて異論を唱える方</p> <p>(3) <u>常時、</u>電話、Eメールで連絡が取れない方</p> <p>(4) 当社との取引において、インターネットでのお取引が利用でき<u>無い</u>方</p> <p>(5) お客様固有のEメールアドレスが無い方。或いはEメールアドレスはあるが、当社からの通信を常時確認することが出来ない方</p> <p>(6) <u>報告書等は全て電磁的な方法により交付されることに同意いただけない方</u></p> <p>(7) システム障害等システム運営上の問題等が生じた場合において、その原因調査等の目的のため、当社の要請に応じて、<u>システムログイン情報等当社が必要とする情報を提供していただくことにご同意いただけない方</u></p> <p>(8) 年齢が20歳未満、又は76歳以上の方。ただし76歳以上のお客様に関しては、面談もしくはそれに準じる手段により、適正な投資判断能力があると当社が確認して承認した場合を除く。〈個人〉：別途当社規程の承諾書及び親族同意書に署名・捺印をしていただける方</p> <p>(9) 成年被後見人、被保佐人、被補助人、生活保護法被適用者(個人)又は、<u>破産手続きを開始した方(個人並びに法人)</u></p> <p>(10) 長期入院患者等、随時連絡が取れない方</p> <p>(11) 日本に登記していない法人</p> <p>(12) 日本国内に本人名義の銀行口座を開設していない個人又は法人</p> <p>(13) 反社会勢力に関与している方や脱税行為等の違法行為を行っている個人又は法人</p> <p>※反社会的勢力には法令その他の事情を鑑み<u>当社が</u>反社会的勢力の疑いがあるものについても含むものとする</p> <p>(14) ご本人以外、あるいはご本人名義以外でお取引されている方</p> <p>(15) 証券、金融先物取引等を取り扱う業者の役職員の内、当社の取り扱う業務と同じ業務に従事している者、並びに官公庁にて証券、FXに関わる業務を担当する役職員。〈個人の場合〉〈個人〉※詳細につきましてご不明な点は当社コンプライアンス部までお問い合わせください。</p> <p>(16) <u>認知症等、の事理弁識能力に関わる病歴のある方</u></p> <p>(17) マネーロンダリング等の違法行為、公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するためにFX取引を行おうとする個人又は法人</p> <p>(18) その他、当社とのお取引にふさわしくないと当社が判断した方</p> <p>※当社における口座開設審査の結果、お客様の本取引口座の開設を承諾しなかった場合、その審査内容又は理由について、いかなる場合においても開示いたしません。</p>
(P10から)	
<p style="text-align: center;">改訂後(新)</p> <p>【取引概要】 本取引の取引概要は以下の通りです。なお、お客さまは本取引に必要な証拠金をそれぞれの口座に予め預託していただき、取引していただきますので、余裕のある証拠金管理をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(平成29年3月現在)</p> <p>削除</p>	<p style="text-align: center;">改訂前(旧)</p> <p>取引概要 当社が取扱う取引の取引概要は以下の通りです。なお、お客さまはFX取引に必要な証拠金をそれぞれの口座に予め預託していただき、取引していただきますので、余裕のある証拠金管理をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(平成29年2月現在)</p> <p>※1 銘柄は、お客様のニーズに合わせて随時銘柄を増してまいります。</p> <p>※2 純資産額と証拠金維持率についてはP16を参考してください。</p>

取引内容 外国為替証拠金取引（店頭デリバティブ取引）	取引内容 FX（店頭デリバティブ取引）
取扱銘柄 ※1 59 銘柄	取扱銘柄 ※1 50 銘柄
	省略
取引時間 本取引はメンテナンス時間を除いて24時間お取引ができます。	取引時間 FX取引はメンテナンス時間を除いて24時間お取引ができます。

(P11から)

改訂後（新）	改訂前（旧）
<p>◆取引内容 当社が取り扱う本取引の取引内容は次のとおりです。</p> <p>別紙参照</p> <p>b. 取引単位及び必要証拠金 取引単位は、銘柄一覧表記載の通りで、必要証拠金は【新規注文数量またはポジション数量（※）】×【銘柄一覧表記載の左側通貨（第一通貨、例：USD/JPYの場合米ドル）の円換算価額】×【下記「証拠金必要額」で解説する個人法人それぞれの必要証拠金率】（≦お客様の純資産（【ご入金額】±【含み損益+決済損益】））となります。</p> <p>c. スプレッド</p> <p><省略></p> <p>当社は、当社および当社親会社（カバー取引先）と契約のある金融機関（再カバー取引先、以上はリクイディティ・プロバイダー、マーケット・メイカーまたはカウンター・パーティーと呼ばれています）が提供する外国為替市場取引の価格を参照して当社が取引価格を生成しお客様に提示しています。ただし、相場変動等の関係で、必ずしもご提示している価格で約定を保障するものではありません。</p> <p>d. 決済方法</p> <p><省略></p> <p>e. ロールオーバーによる繰り越し</p> <p><省略></p> <p>f. スワップポイント、並びに金利調整金の受払い ロールオーバーは、実質的には売り付けた銘柄を借り入れ、買い付けた銘柄を預け入れることになるので、本取引の場合はその借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントを当社との間で受け払いいたします。同じ銘柄の組合せについてのスワップポイントは、顧客が受け取る場合の方が、顧客が支払う場合よりも小さくなっています。また、売りポジション、買いポジションともに支払いとなることもあります。尚、未決済ポジションで発生している未実現の損益及びスワップポイントは証拠金預託額に加算又は減算されます。これらのうち益金を余剰証拠金として出金するためには決済を行い実現益とする必要</p> <p><省略></p> <p>g. 強制ロスカットルール</p>	<p>◆取扱銘柄 当社が取り扱うFX取引の取引内容は次のとおりです。</p> <p>表の差し替え</p> <p>c. 取引単位及び必要証拠金 取引単位並びに必要証拠金率については、銘柄一覧表記載の通りとなります。</p> <p>d. スプレッド</p> <p><省略></p> <p>FX取引価格につきましては、世界中の銀行間の取引であるインターバンク市場において取引されている最新の為替相場を参照してカバー先にて取引価格が決定され、カバー先より提示している価格をご提供しています。世界中の業者間で取引される外国為替市場取引の価格を参照して当社が取引価格を生成しお客様に提示しています。ただし、相場変動等の関係で、必ずしもご提示している価格で約定を保障するものではありません。</p> <p>e. 決済方法</p> <p><省略></p> <p>f. ロールオーバーによる繰り越し</p> <p><省略></p> <p>g. スワップポイント、並びに金利調整金の受払い ロールオーバーは、実質的には売り付けた銘柄を借り入れ、買い付けた銘柄を預け入れることになるので、FX取引の場合はその借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントを当社との間で受け払いいたします。同じ銘柄の組合せについてのスワップポイントは、顧客が受け取る場合の方が、顧客が支払う場合よりも小さくなっています。また、売りポジション、買いポジションともに支払いとなることもあります。</p> <p><省略></p> <p>h. ロスカットルール</p>

<p>顧客の損失が所定の水準に達した場合、顧客の建玉を強制的に決済します。詳しくは、「☆証拠金」の「(5)強制ロスカットの取扱い」をご参照下さい。ただし、相場が急激に変動した場合等（本書面P2～P7「本取引のリスク等重要事項」項番8.9.12をご覧ください）には、強制ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。余裕のある証拠金でお取引をお願いいたします。</p>	<p>顧客の損失が所定の水準に達した場合、顧客の建玉を強制的に決済します。詳しくは、「☆証拠金」の「(5)強制ロスカットの取扱い」をご参照下さい。ただし、相場が急激に変動した場合等（本書面P7～P8「本取引のリスク等重要事項」項番8.9.13をご覧ください）には、強制ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。且頃から余裕のある証拠金でお取引をお願いいたします。</p>
h. 決済日について	i. 決済日について
<省略>	<省略>

(P14から)

改訂後（新）	改訂前（旧）
<p>☆証拠金 (1) 証拠金必要額 本取引の注文をするときの必要証拠金額は銘柄によって異なります。個人のお客様の場合、取引総額の4%となります。</p> <p><省略></p>	<p>☆証拠金 (1) 証拠金必要額 FX取引の注文をするときの必要証拠金額は銘柄によって異なります。個人のお客様の場合、取引総額の4%となります。</p> <p><省略></p>
<p>※証拠金率の変更により相場が動かなくても証拠金不足が起これば強制ロスカットが発動される可能性があります。余裕を持った資金管理をお願いします。</p> <p><省略></p>	<p>※証拠金率の変更により相場が動かなくても証拠金不足が起こればロスカットが発動される可能性があります。余裕を持った資金管理をお願いします。</p> <p><省略></p>
<p>(3) ご出金 証拠金預託額のうち、証拠金預託額が必要証拠金額を下回らない範囲で、出金を行うことができます。但し、出金により口座残高が減少し、必要証拠金額と近い金額となる場合等は、出金後にロスカットの発生する可能性が高まります。ポジションをお持ちの場合は、口座残高に充分にご注意の上で出金金額をお決めください。なお、出金が可能な額は、出金依頼時と実際の出金時の双方において判断させていただきます。出金依頼日から5営業日以内にお客様名義の指定銀行口座に送金いたします。但し、出金指示が不明瞭等により判読できない場合は、出金が遅れる場合があります。出金時の振込手数料は当社で負担いたします。</p> <p><省略></p>	<p>(3) ご出金 証拠金預託額のうち、証拠金預託額が必要証拠金額を下回らない範囲で、出金を行うことができます。但し、出金により口座残高が減少し、必要証拠金額と近い金額となる場合等は、出金後にロスカットの発生する可能性が高まります。ポジションをお持ちの場合は、口座残高に充分にご注意の上で出金金額をお決めください。</p> <p><省略></p>
<p>(5) 強制ロスカットの取扱い 強制ロスカットは、損失の拡大を防ぐため、お客様の証拠金維持率が法令かつまたは約款および当書面で規定する的水準（以下、「余剰証拠金がプラスマイナスゼロとなる価格」と言います）を下回った場合、お客様に事前に通知することなく、当社の任意により、お客様のポジションの全部または一部を反対売買（強制決済）するものです。その損失の額が予め預入られている証拠金の額を上回ることがあります。なお、証拠金維持率は以下の式となります。</p> <p><省略></p>	<p>(5) ロスカットの取扱い ロスカットは、損失の拡大を防ぐため、顧客の計算において建玉を反対売買により決済します。建玉を強制的にロスカットするため、その損失の額が予め預入られている証拠金の額を上回ることがあります。なお、証拠金維持率は以下の式となります。</p> <p><省略></p>
<削除>	<p>(7) 証拠金不足時の取扱い 証拠金維持率が100%を下回っている状態では新規のお取引が出来ません。</p>
<削除>	<p>(8) 証拠金の出金 実質証拠金が証拠金必要額を超えている場合は、余剰証拠金額の範囲内で超過分の全部又は一部の出金を依頼することができます。なお、出金が可能な額は、出金依頼時と実際の出金時の双方において判断させていただきます。出金依頼日から5営業日以内にお客様名義の指定銀行口座に送金いたします。但し、出金指示が不明瞭等により判読できない場合は、出金が遅れる場合があります。出金時の振込手数料は当社で負担</p> <p><省略></p>
<省略>	<省略>
<削除>	☆課税上の取扱い
<省略>	☆課税上の取扱い

<p><省略></p> <p>金融商品取引業者は、顧客の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、（法人においては所在地、法人名）支払金額等を記載した支払調書を税務署長に提</p>	<p><省略></p> <p>金融商品取引業者は、顧客の店頭外国為替証拠金取引取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、（法人においては所在地、法人名）支払金額等を記載した支払調書を税務署長に提出します。</p>
---	--

(P18から)

改訂後（新）	改訂前（旧）
<p>注文の種類と執行方法</p> <p>成行注文</p> <p><省略></p> <p>3 実際の約定価格・・・E(ただし、EがAより顧客にとって不利な場合も有利な場合も、顧客が設定する許容範囲を超えて不利または有利であれば失効)</p> <p><省略></p> <p>・ただし、お客様が注文時にスリッページ許容範囲を設定されている場合には、当該設定範囲以内であれば、当該不利な受注価格で約定します。詳しくは「◆スリッページの発生例について」をご確認ください。</p> <p>・以上の仕組みから、お客様の注文時に画面に表示されている価格（＝注文価格）と実際の約定価格との間に差（これを「スリッページ」といいます）が生じる場合があります、当該相違は、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります（不利な場合については、お客様が設定したスリッページ許容範囲以内に限定されます</p> <p><省略></p> <p>・システム約定許容範囲とは、システム側で通貨ペアごとに設定されており、配信価格と注文価格の差が、システム約定許容範囲内であれば、顧客の注文価格（注文時の表示価格）にて約定します。具体的な設定数値についてはAVAトレーダー（ACT・FOREX）、ミラートレーダーは25ページ、MT4は29ページ を確認ください。</p> <p><省略></p> <p>・顧客スリッページ許容範囲はACT・FOREXをご利用の方のみ設定可能です。MT4での設定はありません。</p> <p><省略></p>	<p>注文の種類と執行方法</p> <p>成行注文</p> <p><省略></p> <p>3 実際の約定価格・・・E(ただし、EがAより顧客にとって不利な場合も有利な場合も、顧客が設定する許容範囲を超えて不利または有利であれば失効) 決済注文の場合は2</p> <p><省略></p> <p>・ただし、お客様が注文時にスリッページ許容範囲を設定されている場合には、当該設定範囲以内であれば、当該不利な受注価格で約定します。詳しくは「◆スリッページの発生例について」(AVAトレーダー（ACT・FOREX）、ミラートレーダーは21ページ、MT4は27ページ) を確認ください。</p> <p>・以上の仕組みから、お客様の注文時に画面に表示されている価格（＝注文価格）と実際の約定価格との間に差（これを「スリッページ」といいます）が生じる場合があります、当該相違は、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります（不利な場合については、お客様が設定したスリッ</p> <p><省略></p> <p>・システム約定許容範囲とは、システム側で通貨ペアごとに設定されており、配信価格と注文価格の差が、システム約定許容範囲内であれば、顧客の注文価格（注文時の表示価格）にて約定します。具体的な設定数値についてはAVAトレーダー（ACT・FOREX）、ミラートレーダーは24ページ、MT4は30ページ を確認ください。</p> <p><省略></p> <p><新設></p> <p><省略></p>

(P20から)

改訂後（新）	改訂前（旧）
<p>逆指値注文</p> <p><省略></p> <p>☞顧客が指定した逆指値にマーケットが到達 (注文価格又はトリガー価格としてαを指定)</p> <p><省略></p> <p><削除></p>	<p>逆指値注文</p> <p><省略></p> <p>☞顧客が注文ボタンをクリック (注文価格又はトリガー価格としてαを指定)</p> <p><省略></p> <p>逆指値注文も成行き注文と同様に、システム約定許容範囲、顧客スリッページ許容範囲の2つを設けることにより当社配信価格と顧客の注文価格の乖離について許容範囲を設定します。お客様ご自身でスリッページ許容範囲を設定される場合とシステム約定許容範囲のみの場合では、約定方法が異なります。詳しくは「◆スリッページの発生例について」(AVAトレーダー（ACT・FOREX）、ミラートレーダーは24ページ、MT4</p>

(P25から)

改訂後 (新)	改訂前 (旧)
◆ 顧客スリッページ許容範囲の設定単位について 顧客スリッページ許容範囲の設定に際し、設定単位はPipsではなく、Pipets(Pipsの10分の1)で表します。1Pip=10 Pipets となりますのでご注意ください。	<新設>

(P28から)

改訂後 (新)	改訂前 (旧)
<省略> ◆ スリッページの発生例について (MT4) <省略> <削除> <削除>	<省略> ◆ スリッページの発生例について (MT4) <省略> パターン 2 パターン 3

(P33から)

改訂後 (新)	改訂前 (旧)
本取引の手続きについて お客様が当社と本取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。 (1) 取引の開始 a. 本説明書の交付を受ける はじめに、当社から本説明書が交付されますので、本取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出下さい。 b. F X取引口座の設定 本取引の開始に当たっては、原則として当社ウェブサイト上のF X取引お申込フォームに必要事項をご入力頂き、F X取引口座を設定して頂きます。その際ご本人である旨の確認書類をご提示していただきます。なお、口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要です。 (2) 証拠金の差入れ 本取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差入れていただきます。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じるなど、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。 当社は、証拠金を受け入れたときは、お客様に受領書を交付します。(電子交付) (3) 注文の指示事項 本取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、取引端末より次の事項を正確に指示して下さい。 a. 注文する銘柄 (通貨ペア) b. 売付取引又は買付取引の別 c. 注文数量 e. 注文の有効期間 d. 価格 (指値又は成行) (指値には、当社が提示するオファー価格又はビッド価格に応じる場合を含みます。) f. その他お客様の指示によることとされている事項 (4) 転売又は買戻しによる建玉の結了 建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売又は買戻しとし、取引数量分が建玉から減少します。決済される建玉は、お客様の指示によりますが、指示がない場合は先入先出法により先にポジションを建てた方から決済されます。	FX取引本取引の手続きについて お客様が当社とF X取引本取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。 (1) 取引の開始 a. 本説明書の交付を受ける はじめに、当社から本説明書が交付されますので、F X取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出下さい。 b. F X取引口座の設定 F X取引の開始に当たっては、原則として当社ウェブサイト上のF X取引お申込フォームに必要事項をご入力頂き、F X取引口座を設定して頂きます。その際ご本人である旨の確認書類をご提示していただきます。なお、口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要です。 (2) 証拠金の差入れ F X取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差入れていただきます。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じるなど、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。 当社は、証拠金を受け入れたときは、お客様に受領書を交付します。(電子交付) (3) 注文の指示事項 F X取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、取引端末より次の事項を正確に指示して下さい。 a. 注文する銘柄 (通貨ペア) b. 売付取引又は買付取引の別 c. 注文数量 e. 注文の有効期間 d. 価格 (指値又は成行) (指値には、当社が提示するオファー価格又はビッド価格に応じる場合を含みます。) f. その他お客様の指示によることとされている事項 (4) 転売又は買戻しによる建玉の結了 建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売又は買戻しとし、取引数量分が建玉から減少します。決済される建玉は、お客様の指示によりますが、指示がない場合は先入先出法により先にポジションを建てた方から決済されます。同一の銘柄或いは通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つこと (「両建て」といいます。) については、お客様より申出があった場合には受け付けますが、両建ては、お客様にとって、オファー価格とビッド価格の差、手数料及び証拠金を二重に負担すること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引です。当社ではお

<p>(5) 注文をした取引の成立 注文をした取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。 (電子交付され、ロールオーバーの際に作成されます。)</p>	<p>(5) 注文をした取引の成立 注文をしたFX取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。 (電子交付され、ロールオーバーの際に作成されます。)</p>
<p>(6) 手数料 本取引は、取引手数料は無料です。ただし、<u>売買手数料は当社の判断により変更する場合があります。</u> <u>※買気配と売気配との間にはレート差(スプレッド)があり、マーケットの状況等により拡大する場合があります。</u></p>	<p>(6) 手数料 当社のFX取引は、<u>取引管理費、取引手数料共に無料です。</u> <u>(平成28年4月22日現在)、ただし、手数料については当社の任意により変更される場合があります。その場合はホームページにてお知らせいたします。</u></p>
<p><省略></p>	<p><省略></p>
<p>(8) その他 当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社のカスタマーサポート或いは、コンプライアンス部に直接ご照会下さい。本取引の仕組み、取引の手続き等については、詳しくは当社にお尋ね下さい。</p>	<p>(8) その他 当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社のカスタマーサポート或いは、コンプライアンス部に直接ご照会下さい。FX取引の仕組み、取引の手続き等については、詳しくは当社にお尋ね下さい。</p>

(P35から)	
改訂後(新)	改訂前(旧)
<p>本取引行為に関する禁止行為</p> <p>金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした本取引、又は顧客のために本取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為(以下、「本取引行為」といいます。)に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご確認下さい。</p> <p><省略></p> <p style="text-align: right;">(平成29年3月現在)</p>	<p>FX取引行為に関する禁止行為</p> <p>金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方としたFX取引(以下、「本取引」といいます。)、又は顧客のために本取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為(以下、「本取引行為」といいます。)に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご確認下さい。</p> <p><省略></p> <p style="text-align: right;">(平成29年2月現在)</p>

(P38から)	
改訂後(新)	改訂前(旧)
<p>本取引に関する主要な用語</p> <p><省略></p> <p>・受渡決済(うけわたしけっさい) 本取引の場合は、売り付けた銘柄を引き渡して買い付けた銘柄を受け取るにより決済する方法をいいます。</p> <p><省略></p> <p>・カバー取引(カバーとりひき) 金融商品取引業者が顧客を相手方として行う本取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該取引と取引対象銘柄、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う取引をいいます。 ・金融商品取引業者(きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ) 本取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。</p> <p><省略></p> <p>・証拠金(しょうきん) 外国為替証拠金取引や先物、オプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。証拠金には、取引成立の際に差し入れる当初証拠金と建玉について割り込むことができない維持証拠金の区分があります。この場合、顧客が差し入れている証拠金額が維持証拠金額を下回った場合には、当初証拠金の水準まで追加証拠金を差し入れなければなりません。</p> <p>・スワップポイント</p>	<p>FX取引に関する主要な用語</p> <p><省略></p> <p>・受渡決済(うけわたしけっさい) FX取引の場合は、売り付けた銘柄を引き渡して買い付けた銘柄を受け取るにより決済する方法をいいます。</p> <p><省略></p> <p>・カバー取引(カバーとりひき) 金融商品取引業者が顧客を相手方として行うFX取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該FX取引と取引対象銘柄、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行うFX取引をいいます。 ・金融商品取引業者(きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ) FX取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。</p> <p><省略></p> <p>・証拠金(しょうきん) FX取引や先物、オプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。証拠金には、取引成立の際に差し入れる当初証拠金と建玉について割り込むことができない維持証拠金の区分があります。この場合、顧客が差し入れている証拠金額が維持証拠金額を下回った場合には、当初証拠金の水準まで追加証拠金を差し入れなければなりません。</p> <p>・スワップポイント</p>

<p>本取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付銘柄の借入れ及び買付銘柄の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ銘柄間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。</p> <p><省略></p> <p>・店頭金融先物取引（てんとうきんゆうさきものとりひき）本取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる銘柄・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。</p> <p><省略></p> <p>・日次ロールオーバー 本取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。</p>	<p>F X取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付銘柄の借入れ及び買付銘柄の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ銘柄間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。</p> <p><省略></p> <p>・店頭金融先物取引（てんとうきんゆうさきものとりひき）F X取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる銘柄・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。</p> <p><省略></p> <p>・日次ロールオーバー F X取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。</p>
---	---

(P41から)

改訂後（新）	改訂前（旧）
<p>アヴァトレード・ジャパン株式会社 投資勧誘方針</p> <p><省略></p> <p>5. 法令、諸規則を遵守する為のコンプライアンス体制 当社は金融商品取引法その他関連法令、一般社団法人金融先物取引業協会の諸規則を遵守し、適正な営業活動を推進することを目的として、社内にコンプライアンス部を設置して内部管理体制を構築します。さらに、役職員に必要な研修を行うことを通じて商品知識、法令諸規則等の研鑽に努めます。</p> <p><省略></p> <p>◆対象お取引の苦情相談窓口 本取引について</p>	<p>アヴァトレード・ジャパン株式会社 投資勧誘方針</p> <p><省略></p> <p>5. 法令、諸規則を遵守する為のコンプライアンス体制 当社は金融商品取引法その他関連法令、一般社団法人金融先物取引業協会の諸規則を遵守し、適正な営業活動を推進することを目的として、社内にコンプライアンス部を設置して内部管理体制を構築します。さらに、役職員に必要な研修を行うことを通じて商品知識、法令諸規則等の研鑽に努めます。</p> <p><省略></p> <p>◆対象お取引の苦情相談窓口 F X取引について</p>